

事業主 殿

安全衛生推進者養成講習会のご案内

常時10人以上50人未満の労働者(パート・アルバイト・派遣社員を含む)を使用する次に掲げる事業場においては、安全衛生業務を担当する者として安全衛生推進者等の選任が義務付けられております。

[対象となる事業場の業種]

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、(物の加工業を含む)電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具、建具、什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業、
注) 上記以外の業種にあつては、衛生推進者の選任が必要です。

記

- 開催日 平成29年11月14日(火)～11月15日(水)(受付8:50～)
- 開催場所 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1
- 受講料 12,200円 (受講料 10,800円+テキスト代 1,400円)
- 受講内容及び時間割

| | 講 習 科 目 | 時 刻 |
|-------------|--|-----------------------|
| 1 日 目 | 安 全 管 理 | 9:10～11:15 |
| | 安 全 衛 生 教 育 | 11:20～12:20 |
| | 昼 食 | 12:20～13:00 |
| | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(リスクアセスメント等) | 13:00～15:05 (休憩あり) |
| | 関 係 法 令 | 15:10～17:25 |
| 2 日 目 | 作業環境管理及び作業管理 | 9:10～10:10 |
| | 健康の保持増進対策 | 10:15～12:20 |
| | 修了証交付 | 12:20～ |

- 申込方法
受講申請 「安全衛生推進者講習受講申請書」に必要事項を記入し、会社印(朱肉)押印後、下記の書類を添えてご当協会へご郵送下さい。
◆ 個人でお申し込みの場合は、本籍記載の住民票(法人で申込の場合は不要です) ※手続き完了後、受講票をFAX致します。

送付先 〒811-3101 古賀市天神1-9-12
福岡東労働基準協会 (TEL 092-943-0321)

振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

| | | |
|------|--------|-------------------|
| 福岡銀行 | 古賀支店 | |
| 普通預金 | 口座番号 | 1722090 |
| 名 義 | 公益社団法人 | 福岡県労働基準協会連合会福岡東支部 |

- 修了証 全科目の講習を修了された方には、修了証を交付致します。
- その他 既納の受講料は原則として返金致しませんので、受講出来ない場合は代替者を派遣していただきますようお願い致します。(その際は改めて受講申請書が必要です)

(公社) 福岡県労働基準協会連合会福岡東支部
福岡東労働基準協会
〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12
TEL・FAX 092-943-0321

()推進者講習受講申請書

| | | | | | |
|--------------------|--|-----------|--------|-----------|---|
| ふりがな | | | 性別 | 修了証番 号 | ※ |
| 氏名 | | | 男 女 | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 | 月 | 日 | ※ |
| 現住所 | 都道府県 | | 市郡 | | |
| 有資格者 (有免除科目該当者) | (該当するものに○印を付けること)裏面も参照 ・安全管理者 ・安全推進員 ・衛生管理者 ・労働衛生管理員 | | | | |
| 所 属 | 事業所名 | (電話) — — | | | |
| | 所在地 | 〒 | | | |
| 事業者証明 | 上記の記載事項に相違ないことを証明します。 <div style="text-align: right;">(印)</div> | | | | |
| 連絡先 | 担当者所属氏名 | (電話) — — | | | |
| | | (FAX) — — | | | |
| 修了証再交付年月日 | ※ | 受講希望日 | | | |

注) 1. ※印は申込者において記入しないこと。
2. 個人で申込み場合は、免許証(写し)等を添付すること。

| | |
|-------|-------|
| 実施管理者 | 受付担当者 |
| | |

平成 年 月 日

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 殿

本申請書にご記入いただいた、氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用は致しませんのでご了承下さい。

| | |
|---|---|
| 安全衛生推進者養成講習の科目の一部の免除を受けることができる者 | 免除科目 |
| 1. 安全管理者の資格を有する者 2. 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく安全推進員講習修了者 | <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進者の職務 設備と作業の安全 災害調査と原因分析 安全衛生教育 |
| 1. 衛生管理者の資格を有する者 2. 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく労働衛生管理員講習修了者 | <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進者の職務 作業環境管理及び作業管理 健康の保持増進 安全衛生教育 |